

完訳

統治二論

ジョン・ロック 著

加藤 節訳



イギリス社会が新興の中産階層の力で近代社会へと脱皮してゆくとき、その政治思想を代表したのがロック(1632-1704)であった。王権神授説を否定し、政治権力の起源を人びとの合意=社会契約によるとした本書は、アメリカ独立宣言の原理的核となり、フランス革命にも影響を与えた。政治学上屈指の古典の全訳。

によるとした本書は、アメリカ独立宣言の原理的核となり、フランス革命にも影響を与えた。政治学上屈指の古典の全訳。



白 7-7
岩波文庫

完訳

統治二論

ジョン・ロック著
加藤 節訳

白セセ

岩波文庫

ISBN978-4-00-
C0131 ¥1320E
9784003400777

定価(本体 1320
1920131013207



ISBN978-4-00-

C0131 ¥1320E

定価(本体 1320

第五章 所有権について⁽¹⁾

二五 われわれが、自然の理、性に従つて、人間は、ひとたび生を享けたならば、自分を保全する権利をもち、それゆえ、肉や飲み物、さらには自然が人間の生存のために与えてくれるその他のものに対する権利をもつと考えるにせよ、あるいは、啓示に従つて、神は世界をアダムに、またノアやその息子たちに授与したとの説明を受けいれるにせよ、いずれにせよ、王ダビデが『詩篇』第一一五篇一六節で「地は人の子にあたえたまえり」と語つて、いるように、神が世界を人類共有のものとして与えたことはこの上なくあきらかである。しかし、このように仮定した場合、どのようにしてある人間があるものの〔私的な〕所有権をもつようになつたのかということを大いに疑問に思う人もいるに違いない。しかし、このような疑問に対し、私は、神は世界をアダムとその子孫とに共有物として与えたという仮定の上に所有権を立証することは困難なのだから、神は、世界をアダムとその代々の繼承者とだけに与え、それ以外のアダムの子孫はすべて除外したとの想定に立つて、世界を支配するただ一人の君主を除いて誰も所有権をもつこと

はできないと考へる他はない〔サー・ロバート・フィルマーのように〕答えることに、到底満足することはできない。従つて、私としては、どのようにして人々が、神が人類に共有物として与えたもののある部分に対して、しかも全共有者の明示的な契約もなしに、所有権をもつようになつたかを示してみたいと思う。

二六 人間に世界を共有物として与えた神は、また、彼らに、世界を生活の最大の利益と便宜となるように利用するための理性をも与えた。大地と、そこにあるすべてのものとは、人間の生存を維持し快適にするために与えられたのである。そして、大地が自然に生みだす果実や大地が養う獸たちは、すべて、自然の自ずからなる手によつて産出されたものであるから、人類に共有物として帰属し、従つて、それらがそうした自然状態にある限り、それらに對して、何人も他人を排除する私的な支配権を本來的にもちえない。しかし、それらは人間が利用するため与えられたのだから、それらが、何かに利用される前には、あるいは、誰か特定の人にとって有益なものになるに先立つて、何らかの方法でそれらを專有する手段が必ずやあるに違いない。团い込みを知らず、今なお共有地の借地人である未開のインディアンを養う果実や鹿の肉は、それらが實際に彼らの生存を支えるために役立つものとなりうる前に、まず彼のものであり彼の一部で

二七 たとえ、大地と、すべての下級の被造物とが万人の共有物であるとしても、人は誰でも、自分自身の身体に対する固有⁽¹⁾権利⁽²⁾をもつ。これについては、本人以外の誰もいかなる権利をもたない。彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言つてよい。従つて、自然が供給し、自然が残しておいたものから彼が取りだすものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何ものかを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。それは、自然が設定した状態から彼によつて取りだされたものであるから、それには、彼の労働によつて、他人の共有権を排除する何かが賦与されたことになる。というのは、この労働は労働した人間の疑いえない所有物であつて、少なくとも、共有物として他人にも十分な書きものが残されている場合には、ひとたび労働が付け加えられたものに対する権利を、彼以外の誰ももつことはできないからである。

二八 檻の木の下で拾つたどんぐりや、森のなかで木から集めたリンゴで自分の生命を養う者は、たしかにそれらを自分のものとして専有したのである。それらの食物が彼

のものであることは誰も否定できない。それでは尋ねるが、それらはいつから彼のものとなり始めたのだろうか。それらを消化したときか。それとも、それらを食べたときか。あるいは、それらを煮たときか。または、それらを家にもち帰つたときか。それとも、それらを拾つたときか。もし、最初に採集したときにそれらが彼のものとなつたのでなければ、それ以外の何によつてもそれらが彼のものとなりえないことはあきらかである。つまり、その「採集するという」労働が、それらと共有物とを別つたのである。労働が、万物の共通の母である自然がなした以上の何ものかをそれらに付加し、そのようにして、それらは彼の私的権利〔の対象〕となつたのである。では、彼は、どんぐりやリンゴを自分のものにすることについて全人類の同意を得なかつたのだから、自らが専有するそれらに対するいかなる権利ももたないなどと言う者がいるであろうか。万人に共有物として属するものをこのように〔全人類の同意なしに〕自分のものと主張するのは、窃盜に当たるのであろうか。もし、そうした同意が必要であったとすれば、神が人間に与えた豊かな恵みにもかかわらず、人間は餓死していたことであろう。共有物のある部分を取り、それを自然が置いたままの状態から取り去ることによつて所有権が生じるということは、契約によつて共有のままになつてゐるわれわれの入会地を見ればわかることがあつて、そうでなければ、入会地は何の役にも立たない。しかも、その場合、どの部分を取るか

あつて、他の者がそれに対してもいかなる権利をもちえないものでなければならぬ。

について、すべての入会権者の明示的な同意を必要とするわけではない。こうして、私が他人と共同の権利をもつてゐる場所で、私の馬が食む草、私の家僕が刈つた芝、私が掘りだした鉱石は、他人の割り当てや同意なしに、私の所有物となる。それらを共有状態から取り去る私自身の労働が、それらに対する私の所有権を定めるのである。

二九 共有物として与えられているものの一部を誰かが専有するためには、すべての共有権者の明示的な同意が必要であるとすれば、子供や家僕は、彼らの父親や主が、それぞれの人の分け前を割り当てることなしに共有物として与えた肉を切ることもできないうであろう。泉のなかを流れる水は万人のものであるが、しかし、水瓶のなかの水は、それを汲んだ者にのみ属するということを疑う人はいるだろうか。彼の労働が、共有物として与えられ、すべての自然の子に平等に属していた水を自然の手から汲みだし、それによって、水を自らに専有させたのである。

三〇 こうして、この理性の法は、鹿を、それを殺したインディアンのものとする。それは、以前には、すべての人間の共有権の下にあつたのだが、今や、それに自らの労働を投下した人間のものとなることが認められる。そして、人類のなかの文明化された

部分に数えられる人々、そして、所有権を決定する実定法を制定し、またそれを増加させてきた人々の間でも、以前には共有物があつたものへの所有権を開始させるこの原初的な自然法は依然として生きている。それによつて、人が、人類の偉大な共有物としてなお残っている大海からどんな魚を捕獲しても、また、そこでどんな龍涎香(ゆうせんこう)⁽⁶⁾を採取しても、それらは、自然が残した共有状態からそれらを取りだした労働により、労苦を払つた人間自身の所有物となるのである。われわれの間においても、狩りたてられてゐる野うさぎは、獵の間は、それを追つてゐる人間のものであると考えられている。なぜなら、それは、なお共有物と見なされる動物であり、誰かの私的所有物ではないが、それを発見し、追いたてるといった類の労働を費やした者は誰でも、それによつて野うさぎを共有物であつた自然状態から取りだし、所有権を開始したことになるからである。

三一 これに対しても、おそらく、どんぐりや、その他の地上の果実などを採集することがそれらに対する権利を生じさせるとすれば、誰でも自分が欲するだけのものを独占してよいということになつてしまつという反論があるであろう。それに対して、私はそうではないと答えよう。その「労働」という手段によつてわれわれに所有権を与える同じ自然法が、同時に、その所有権に制限を課していくからである。『デモテ前書』第六

章一七節における「神はよろずの物を豊かに賜う」という言葉は、靈感によつて確認された理性の声である。しかし、神は、どの程度にまでわれわれに与え給うたのであるか。それらを享受する程度にまである。つまり、人は誰でも、腐敗する前に、自分の生活の便益のために利用しうる限りのものについては自らの労働によつて所有権を定めてもよい。しかし、それを越えるものはすべて彼の分け前以上のものであり、他者に属する。腐敗させたり、破壊したりするために神が人間に向けて創造したものは何もない。このように、世界には自然の糧が長い間いかに豊かに存在したか、また、それを浪費する人がいかに少なかつたか、そして、特に、自分自身の用に役立つ限りという理性の制限のうちにとどまる限り、一人の人間の勤勉さが及びうる自然の糧の部分はいかにわずかで、それを独占して他人を侵害することもいかに少なかつたかといったことを考へると、「どんぐりやリンゴを採集し、野うさぎを捕獲していた」その頃は、そのように「労働によって」確立された所有権をめぐつて争いや対立が生じる余地はほとんどなかつたであろう。

三三 しかし、現在では、所有権の主要な対象は、地上の果実や地上に生存する動物ではなく、端的に、他のすべてのものを包含し隨伴する土地、それ自体になつてゐるが、私は、土地の所有権も前と同じようにして獲得されることはあきらかであると思う。つ

まり、人が耕し、植え、改良し、開墾し、その産物を利用しうるだけの土地が、彼の所有物なのである。彼は、自らの労働によつて、それを、いわば共有地から囲い込むのである。すべての人間はその土地に対する同等の権原をもつており、従つて、彼は、仲間であるすべての共有権者、すべての人類の同意なしにそれを専有することも囲い込むこともできないと言つたところで、彼の権利を無効にすることはできないであろう。神が世界を全人類に共有物として与えたとき、神は同時に人間に労働することを命じ、また、人間の困窮状態も労働を必要としたのである。神と人間の理性とは、人間に、土地を征服すること、つまり、生活の便宜のために土地を改良し、そこに、彼自身のものである何ものか、すなわち労働を投下するように命じた。神のこの命令に従つた者は、その土地のある部分を征服し、耕し、種を蒔いたのであつて、それにより、その土地に彼の所有物である何ものかを、すなわち、他人が、それに対しては何の権原をももたず、権利侵害を犯すことなしに彼から奪うこともできない何のものを付加したのである。

三三 また、土地のある部分を改良することによってそれを専有することは、他の人間に對していかなる損害をも与えなかつた。というのは、土地はなお十分にたっぷりと、しかも、まだ土地をもたない者が利用しきれないほど残されていたからである。従つて、

實際のところ、誰かが自分のために開い込みをしたからといって、他人の分として残された土地が減るわけではなかった。なぜならば、他人が利用できるだけの土地を残しておけば、彼は何も取らなかつたに等しいからである。他人がたっぷりと水を飲んだからといって、その後に同じ水の流れが残されていて、自分も喉の渴きをいやすことができるのであれば、誰も自分が権利侵害を受けたなどとは思わないであろう。土地の場合であれ、水の場合であれ、それらが十分にあるところでは、事情はまったく同じなのである。

三四 人間に対して、神は世界を共有物として与えた。しかし、神は、世界を人間の利益になるように、また、そこから生活の最大限の便益を引きだすことができるよう与えたのだから、神の意図が、世界をいつまでも共有物で未開拓のままにしておこうということにあつたことは到底考えられない。神が世界を与えたのは、あくまでも勤勉で理性的な人間の利用に供するためであり(労働がそれに対する彼の権原となるべきであつた)、断じて、喧嘩好きで争いを好む人間の気まぐれや貪欲さのためではなかつた。自分自身の改良のために、すでに人のものとなつたのと同じくらいの土地がたっぷりと残されている人間は何ら不平を言う必要はなく、また、他人の労働によつてすでに改良さ

れている土地には決して干渉すべきではない。もし干渉したとすれば、彼は、あきらかに、他人が苦労して得た利益は何の権利もないのに欲しはしたが、神が労働を加えさせるために他者との共有物として与えた土地は、それが、すでに所有されているのと同じくらいたっぷりと、そして、彼がどうしたらいかわからぬくらい、また、彼の勤勉さも及びえないほど残されているにもかかわらず、欲しなかつたことになる。

三五 確かに、イングランドにせよ、その他の国にせよ、多くの人々が統治の下で貨幣をもち商業を営んでいるところでは、共有の土地のどの部分についても、仲間の共有権者すべての同意がなければ、囲い込んだり専有したりすることはできない。それは、契約、つまり、侵犯されではならないその国の法によつて共有物のままに残されているからである。それは、ある人々に関するかぎりは共有物であるとしても、全人類についてはそうではなく、ある州、ある教区の共有財産なのである。さらに、その場合、(同意によって)囲い込みが行われた後に残つた土地は、他の共有権者全体にとって、共有地全部を利用できたときほどはたっぷりとしたものではなくなるであろう。しかし、世界という偉大な共有地に人々が住み始めた最初の頃は、事情はまったく異なつていた。人がその下にあつた法〔である自然法〕は、むしろ専有を勧めたのである。神は人間に労働、

を命じ、人間も窮乏ゆえに労働を強いられた。彼が労働を付加したものは彼の所有物であり、誰も彼からそれを奪うことはできなかつた。こうして、土地を征服する者は開墾することと、それへの領有権をもつこととが一つに結びついていたことがわかるであろう。前者が後者への権原を与えたのである。従つて、神は、土地の征服を命じることによつて、それを専有する権威を与えたことになる。こうして、労働と労働の対象とを必要とする人間生活の条件が、必然的に私有財産をもたらすことになるのである。

三六 自然は、人間の労働と生活の便宜との範囲によつて、巧みに所有権の限度を定めた。いかなる人間の労働もすべての土地を征服し占有することはできなかつたし、また彼が享受することで消費しうるものはほんのわずかな部分であつたからである。従つて、ここにおいては、誰かが、他人の権利を侵害したり、隣人に損害を与えてまで自分の所有権を獲得したりすることはありえなかつた。隣人は、（他の人が自分の分を取り去つた後でも）それが専有される前と同じくらいたつぶりとした所有物を手にする余地がなお残されていたからである。人間が入植する余地がなくて困るよりも、仲間から離れて広大な未開の荒野に迷い込む危険の方がはるかに大きかつた世界の初期の時代には、すべての人間の所有物は、以上のような尺度によつて、きわめて穏当な割合に、つ

まり、他の人に対する権利侵害を犯すことなしに自らのものを専有できる程度に限定されてゐた。そして、そうした尺度は、世界が人間で満ちてゐるよう見える今日においても、誰にも損害を与えることなしになお認められてよいであろう。なぜならば、ある人間、ある家族が、アダムやノアの子供たちが初めてこの世界に住み始めた頃の状態のうちにみると仮定した上で、彼をどこか内陸の地、例えばアメリカの未開の土地に入植させた場合、彼が作ることのできる所有物は、先にわれわれが与えた尺度に従つて決して大きなものにはなりえないであろうこと、また、人類が世界の隅々にまで広がり、世界の最初の頃の小さな人数をはるかに超える今日においてさえ、彼のその所有物は他の者に損害を与えるものでもなく、また、他の者が彼の侵入によつて権利を侵害されたと不平を言つたり考えたりする理由をもたらすものでもないことがわかるからである。否、土地はどんなに広大であつても労働を投下することなしにはほとんど価値のないものであり、それを確証するものとして、私は、スペインでは、それを利用しているということ以外の何の権原をももたない土地について、他人からの妨害を受けることなく、耕し種を蒔き、刈り入れを許されていることを聞いている。むしろ逆に、そここの住民たちは、打ち捨てられた結果、すっかり荒廃してしまつた土地に勤労を加えることによつて、彼らが欲する穀物の貯えを増やしてくれた人に感謝の念を感じてゐる

ほどなのである。しかし、この点がどうであろうと、とり立てて強調するほどのことはない。ここで私があえて断言したいことは、もし、貨幣の発明と貨幣に価値を置く人々の暗黙の合意とがより多くの所有物とそれに対する権利とを(同意によつて)もたらしていなかつたならば、世界には現在の二倍の住民にも十分な土地が残されているのだから、所有権に関する同一の規則、(つまり)各人は自分が利用しうるだけのものをもうべきであるという規則が、誰をも困らせることなく、今でも世界で通用していたであろうということである。貨幣の発明が所有権の拡大をどのようにしてもたらしたかについて、これから、より詳細に示すことにしたい。

三七 次のことは確かである。すなわち、自分が必要とするもの以上のものをもちたいという人間の欲望が、人間生活にとつての有用性ということだけにもとづいていたものの本来の価値を変え、また、消耗したり腐敗したりせずに永続する小さな黄色の金属片⁽¹³⁾が、大きな肉の塊や山のような穀物と同じ価値があると人々が合意する以前の最初の頃には、人々は、おのれの、自分が利用できる限りの自然の事物を労働によって専有する権利を有していたこと、しかし、それはさほど大きなものではなく、しかも、同じよううに勤労を惜しまない者には同じだけのものが十分に残されていたので、それによつて

人々が他人に損害を与えることもなかつたことに他ならない。それに私が更につけ加えたいのは、そこにおいて、自分自身の労働によつて自ら土地を専有する人間は、人類が共有する貯えを減少させるのではなく、むしろ増加させるということである。なぜならば、囲い込まれ開墾された一エーカーの土地が生産する人間生活の維持のための食料は、同じように肥沃でありながら、共有地として荒れるにまかされている一エーカーの土地が産出するものの(少なく見積もつても)一〇倍にはなるであろうからである。従つて、土地を囲い込み、一〇エーカーの土地から、自然のままに放置された一〇〇エーカーの土地から得られるよりも多くの生活の便益を得る者は、人類に九〇エーカーの土地をもたらすことになると言つてよい。というのは、その人の労働によつて、一〇エーカーの土地から、共有地のままにとどまつてゐる一〇〇エーカーの土地の産物に等しい食料が供給されるからである。私は、ここで、「自然の共有地に対する」改良された土地の生産量の比率を大変低く評価して一対一〇としたが、実際には一対一〇〇に近い。なぜならば、私には、改良も開墾も耕作も施されないで自然のままに残されているアメリカの原始林や未墾の荒蕪地にある一〇〇〇エーカーの土地が、そこに住む貧しく慘めな人々に対し、肥沃度が同様でありながらよく耕されたデボンシャーの一〇エーカーの土地が産出するのと同じだけ多くの生活の便益を生み出すかどうか、はなはだ疑問であるからであ

所有の限界

る。

土地が専有される以前には、できるだけ多くの野生の果実を採集し、可能な限り多くの獣を殺し、捕獲し、飼いならした人間、つまり、そのようにして自然の自生的な産物のどれかに対し労苦を払い、それらに何らかの労働を投下することによって、自然がそれらを置いた状態にいずれかの方法によつて変更を加えた人は、それを通して、その産物に対する所有権を獲得した。しかし、それらが、彼が所有している間に適切に使用されることなく朽ち果ててしまつたとすれば、つまり、彼が消費する前に果実が腐つたり、鹿の肉が腐敗してしまつたりした場合には、彼は、万人に共通の自然法に背いたことになり、処罰を免れなかつた。すなわち、彼は、隣人の分け前を侵害したのである。というのは、彼は、自分が使用するために必要であつたもの以上には、そして、それらが彼の生活の便益に役立ちえた以上には、何の権利をももつていなかつたからである。

三八 土地の所有についても同じ尺度が支配していた。つまり、彼が耕し、刈り入れ、蓄え、駄目になる前に利用したものは何であれ、彼固有の権利に属するものとなつた。彼が開い込み、飼育し、また利用することのできたものも、家畜であれ生産物であれ、彼のものであつた。しかし、もし、彼が開い込んだ土地の草が地上で腐つたり、あるいは彼が栽培した果実が、採集され、貯蔵されることなく朽ち果てたりする場合には、この部分の土地は、彼の開い込んだ土地であつても、やはり荒蕪地と見なされなければならず、他の人間の所有物となりえたのである。こうして、世界の初めの頃には、カインは耕せるだけの土地を取り、それを自分の所有地としてよかつたが、それでも、アベルの羊に草を食べさせるために十分な土地を残すことができた。彼ら二人の所有物としては、数エーカーで十分であったであろう。しかし、その後、家族が増加し、勤労によつて彼らの貯えが増えるにつれ、必要とともに彼らの所有物も増加することになつた。それで、一般に、彼らが利用する土地には何ら固定的な所有権というものはなかつたのである。それが生じたのは、彼らが一体となり集住して都市を建設してからのことであつた。すなわち、彼らは、その頃になつてから、同意によつてそれぞれの領土の限界を定め、隣国との境界について合意し、また、彼ら内部の法によつて、同じ社会に住む人間の所、有権を定めたのである。なぜならば、われわれは、世界のうちで最初に人々が住みつき、従つて、当然もつとも人が多かつたと思われる部分においても、ずっと時代が下つてアブラハムの頃でさえ、人々は、彼らの資産であつた羊や牛の群れとともにあちこちを自由に放浪し、アブラハム自身もまた、自分が異邦人であつた地域においてそうしたことを見ついているからである。このことから、〔当時は〕大部分の土地は、共有物のままに残さ

れで、いたこと、住民は、土地に価値を置かず、また、自分が利用する以上の土地に対しても所有権を要求しなかつたことはあきらかである。しかし、同じ場所で家畜を飼育するための十分な余地がなくなつてくると、彼らは、『創世記』第一三章五節(以下)に記されたアブラハムとロトとの場合がそうであつたように、同意によつて互いに離別し、もつとも気に入つた所へと放牧地を広げて行つた。また、『創世記』第三六章六節にあるように、同じ理由によつて、エサウは、父「イサク」と弟「ヤコブ」とから離れて、セイル山に定住したのである。

三九 こうして、アダムが、他のすべての人間を排除して世界全体に対する私的な統治権と所有権とをもつていたといういかなる意味でも証明不可能で、他の人間の所有権をもそこからは論証することのできない想定に立つのではなく、世界は人の子に共有物として与えられたという想定に立つことによつて、われわれは、労働がどのようにして世界のそれぞれの部分を私的な使用に供する人間の権原を作りだすことができ、そこでは、権利をめぐる疑問や争いの余地がいかにありえなかつたかを理解することができるであろう。

四〇 また、労働にもとづく所有権は土地の共有に優越しうるということも、あるいは一見奇妙に思われるかもしれないが、よく考えてみるとそれは決して奇妙ではない。というのは、すべてのものに価値の相違を設けるのは、実に労働に他ならないからである。タバコや砂糖〔キビ〕が栽培され、小麦や大麦が蒔かれている一エーカーの土地と、耕作が何も施されないまま共有地にとどまっている同じ一エーカーの土地との間にどれだけの相違があるかを考えてみれば、価値の大部 分を作りだすのは労働による改良だといふことがわかるであろう。私は、人間生活に有用な土地の産物のうちの一〇分の九は労働の成果であると言つても、それはきわめて控え目な計算であろうと思う。否、もしわれわれが、われわれの用に供せられるものを正しく見積もり、それらに必要な経費のうち、どれが純粹に自然に帰すべき分であり、どれが労働に帰すべき分であるかを計算すれば、ほとんどの場合、一〇〇分の九九まではまったく労働の勘定に入れられるべきだということを見いだすであろう。

四一 このことを証明するものとして、豊かな土地をもちながら、生活を快適にする物についてはすべてにおいて貧しいアメリカの諸部族ほど明瞭な例を提供するものはないであろう。彼らは、自然から、豊かな資源、すなわち、食物、衣服、生活の快適さに

役立つものを豊富に生産するのに適した肥沃な土地を他のどの国民にも劣らないほど惜しみなく与えられておりながら、それを労働によつて改良するということをしないため、われわれが享受している便宜の一〇〇分の一ももつてない。そして、そこでは、広大で実り多い領地をもつ王が、イングランドの日雇労働者より貧しいものを食べ、貧弱な家に住み、粗末な服を着ているのである。

四二 この点をもう少し明確にするためには、日常の生活用品のいくつかがわれわれの利用に供されるまでに通つてくるいくつかの経路を辿り、それらがどれだけの価値を人間の労働から受けとつているかを見てみればよい。パン、ワイン、織物は日常的に用いられるものであり、かつ、きわめて豊富にあるものである。しかし、もし労働がそうした有用な日用品をわれわれに供給しなかつたとすれば、どんぐり、水、そして、木の葉や獸皮が、われわれの主食であり、飲料であり、衣服であつたに違いない。つまり、パンがどんぐりに比べて、ワインが水に比べて、そして、毛織物や絹布が木の葉や獸皮や苦に比べて価値が多い分は、すべて、労働と労働とに負うのである。これらのうちの一方は、自然が人間の助けを借りずにわれわれに供給する食料と衣類であり、他方は、われわれの労労と労苦とがわれわれにもたらす用品であるが、後者が価値において前者にしよう。

にどれだけ優位するかを計算してみれば、われわれがこの世で享受しているものの価値の大部が、いかに多く労働によつて作りだされたものであるかがわかるであろう。そして、原料を産出する土地は価値の一部としてはほとんど勘定に入れられないし、もし入れたとしても、そのごくわずかな部分を占めるにすぎない。それほどわずかなので、われわれの間においてさえ、完全に自然のままに放置されていて、牧畜、耕作、栽培による改良を施されていない土地は、荒蕪地と呼ばれているし、また、実際にそうなのであって、それがもたらす利益はほとんど無に等しいのである。これが示すのは、領土の大きさよりも人口の多さがいかに望ましいかということ、耕地の増加とその正しい利用とが統治の重要な技術であるということ、そして、確立された自由の法によつて、人間の誠実な勤労を、権力の抑圧や党派の偏狭さに抗して保護し奨励しようとする賢明で神のような君主は、たちまちのうちに隣国にとつてきわめて手ごわい君主になるであろうということである。しかし、これはついでに述べただけであつて、当面の議論に戻ることにしよう。

然内在的な価値をもつ。しかし、人類が一年間に前者から受けとる利益は五ポンドに値するが、後者からの利益は、もしインディアンがそこから受けるすべての収益を値ぶみしてこの国で売つても、おそらく一ペニーにもならないであろう。それは、少なくとも一〇〇〇分の一にも達しないと言つてよい。従つて、土地にその価値の最大の部分を与えるのは労働であつて、それなしに土地はほとんど何ものにも値しない。われわれは、土地がもたらすすべての有用な産物の大部分を労働に負つてゐるのである。なぜならば、小麦畑一エーカーから取れる穀粒がら、パンは、同じように肥沃でも荒蕪地のままに残されている土地の産物よりも価値をもつてゐるが、それはすべて労働がもたらしたものであるからである。われわれが食べるパンについて勘定に入れられなければならないのは、単に、耕作者の労苦、刈り手や脱穀者の骨折り、それにパン職人の汗だけではなく、牛を馴らした人、鉄や石を採掘して細工を施した人、この穀物が蒔かれてからパンになるまでに必要な犁や水車や竈その他の無数の道具に用いられる木材を伐採し組み立てた人、こうした人の労働はすべて労働の勘定に算入され、労働の成果として受けとらなければならないからである。自然と土地とは、それ自体、ほとんど価値をもたない原料を供給するにすぎない。パンがわれわれの口に入る前に、その一片、一片について勤労が用意し利用したものを迎へることができるとすれば、そこには驚くほどの物品、一覽表、

ができあがるであろう。すなわち、鉄、薪、皮革、樹皮、木材、石、レンガ、石炭、石灰、織物、塗料、瀝青、タール、帆柱、綱、そして、その他、職人の誰かが仕事のどこかの部分で使つた物品の何かを運ぶ船で用いられたものをすべて数えあげるとなると、それはほとんど不可能であろうし、少なくとも、あまりにも長大なものになりすぎるであろう。

四四 中間まとめ

以上のすべてのことから、次のことがあきらかであろう。すなわち、自然の諸物は共有物として与えられているが、人間は(彼自身の主であり、また、自分の身体およびその活動や労働の所有者であることによって)自らのうちに所有権の偉大な基礎をもつてゐたこと、そして、発明や技術が生活の便宜に改良を加えたときには、彼の存在を支え、快適にするために彼が用いたものの大部分は完全に彼自身のものであり、他人との共有物に属するものではなかつたことに他ならない。

四五 こうして、世界の最初の頃は、誰であつても、長い間、人類が利用するよりもはるかに大きな部分を占め、今でもそうである共有地に対してすんで労働を投下した場合には、どこにおいても、労働が所有の権利を与えた。初めのうちは、人間は、彼ら

が必要とするものに対しても、自然が人間の手を借りることなく提供してくれるものにおおむね満足していた。しかし、後になると、（人口や家畜の増加が貨幣の使用と相俟つて）土地を不足させ、土地に何がしかの価値をもたらすことになった世界のある部分においては、いくつかの共同体がそれぞれの領土の境界を定め、また共同体の内部でも、法によつてその社会の私的な個人の所有権を規制するようになり、その結果、労働と勤労によって始まつた所有権が、契約と同意とによつて確定されることになったのである。

更に、いくつかの国家や王国の間で、他国が所有する土地への要求や権利を明白に、あるいは黙示的に否認する同盟が結ばれ、各国は、⁽¹⁷⁾共通の同意によつて他国に対する本來的にもつていた自然の共有権への主張を放棄し、明示的な合意によつて、地球のそれぞれの部分と区画とに対する所有権を確定することになった。にもかかわらず、今でも、（そこの住民が他の人類に加わつて共通の貨幣の使用になお同意していないために）荒蕪地のままに残されており、また、そこに住む人々が現に利用し、あるいは利用しよう以上に大きいために依然として共有地となつてゐる広大な土地を見いだすことができる。もつとも、こうしたこととは、貨幣の使用に同意した人々の間ではほとんど起ることはないであろう。

四六 人間の生活にとつて真に有用なものであつて、世界の最初の共有者たちが、現在のアメリカ人と同じように生存の必要から探し求めたものは、一般に、わずかな耐久性しかもたず、使用されて消費されなければ、ひとりでに朽ち果てたり消滅してしまうものであるが、それに反して、金、銀、ダイヤモンドは、実際に有用であるとか、生活の支えとして必要であるとかよりも、むしろ、好みや合意によつて価値を与えられるものである。ところで、自然が共有物として供給してくれる有用物については、すべての人間は、（すでに述べたように）自分が使用することができる限りのものに対する権利をもち、自分の労働によつて働きかけたすべてのものへの所有権をもつ。つまり、自然が置いた状態に変更を加えるために彼の勤労が及びえたものは、すべて彼のものとなつたのである。一〇〇ブツシエルのどんぐりやリンゴを採集した者は、それによつてそれらへの所有権をもつた。それらは、採集されるや否や、彼の所有物となつたのである。彼はただ、それらが腐敗しないうちに使用することに気をつけさえすればよかつた。そうしなければ、彼は、自分の分け前以上のものを取つたことになり、他人の分を盗んだことになるからである。そして、実際、自分で利用できる以上のものを蓄えるなどということは、不誠実なことであるだけではなく、愚かなことでもあった。もし彼が、自分が所有している間に無駄に朽ち果てないように、その一部を他人に譲つたならば、彼

貨幣の発明

はその分をも利用したことになる。また、もしも彼が、一週間もすれば腐ってしまうプラムを、優に一年間は食べられる木の実と交換したならば、彼は何の権利侵害も犯さなかつたことになる。彼の手のうちで無駄に腐ってしまうものがない以上、彼は、共通貯えを浪費することもなく、また、他人に属する分け前のいかなる部分をも破壊することはないからである。更に、もし彼が、木の実を、色が気に入つて一片の金属と交換し、また、自分の羊を貝殻と、あるいはまた、羊毛をきらきら光る小石やダイヤモンドと交換した上で、それらを自分の手許で一生保存したとしても、彼は他人の権利を侵害することにはならない。彼は、それら耐久性のあるものを好きなだけ蓄積してもかまわない。なぜなら、彼の正当な所有の限界を越えたかどうかは、彼の所有物の大きさの如何にあるのではなく、そのなかの何かが無駄に消滅してしまったかどうかにあるからである。

四七 このようにして、貨幣の使用が始まつた。それは、人間が腐らせることなしに保存できる何か耐久性のあるものであり、また、人々が、相互の同意によつて、真に有用でありながら消滅する生活の必需品と交換に受けとるものである。

従つて、生産物の売却によつて貨幣を手にいれることができない場合、人がその土地にどれだけの価値を与えるかを私は聞きたいからである。そうした土地は囲い込むにも値しないから、彼は、自分と家族とのために生活の便宜を供給してくれるだけの土地を残して、それ以上の部分は荒れた自然の共有地に戻してしまつてであろう。

四九 このように、最初の頃は、全世界がアメリカのような状態であつた。いや、現在のアメリカ以上であった。どこでも、貨幣というようなものは知られていないなかつたからである。ある人間が隣人との間に貨幣としての用途と価値とをもつ何かを見いだすと、その人間は、直ちに、その所有物を拡大し始めることがわかるであろう。

五〇 しかし、金や銀は、食物や衣服や乗り物に比べて人間の生活にとつてはほとんど役に立たず、その価値を、たとえそれを決める尺度の大部分はやはり労働に求められるにせよ、人々の同意に負うものであるから、人々が土地の不均衡で不平等な所有に合意したことはあきらかであろう。なぜならば、人は、所有者の手中で腐つたり消滅したりしないために誰の権利をも侵害せずに貯蔵できる金属である金や銀を余剰生産物との交換を通して手にいれることで、いかに自分が利用しうる以上の生産物を産出する土地

を正当に所有していくかの方法を、暗黙的、しかし自發的な同意によつて発見したからである。このように、私有財産の不平等といふものの分け方が、社会の境界を超えて、そして契約なしに実行可能となつたのは、ただ、「人々が」金や銀に価値を置き、貨幣の使用に暗黙の合意を与えることによつてであつた。なぜならば、統治の下では、法が所有の権利を規制し、土地の所有は実定的な基本法によつて決定されるからである。

五一 こうして、私が思うに、いかにして労働が、自然の共有物のうちに所有への権原を最初に開始することができたのか、そして、われわれの使用による消費ということがその所有をいかに限界づけていたかを困難なく容易に了解できるであろう。従つて、当時は、所有物への権原それ自身に関する争いが生じたり、その権原が与える所有物の多寡についての疑惑が生じたりすることもなかつた。権利と便宜とは一致していたのである。なぜならば、人は、自分の労働を投下できるすべてのものに対する権利をもつていたので、自分が利用できる以上のもののためにまで労働しようとする誘因を感じなかつたからである。このため、そこでは、「所有の」権原に関する争いや他人の権利への侵害が起つた余地はなかつた。人がどのくらいの部分を自分のために切りとつたかは容易にわかつたし、自分にたくさん取りすぎたり、自分が必要とする以上に取つたりすること

は、不誠実であるだけではなく、無益でもあつたからである。

(1) Of Property と題された本章の主題は、労働が、労働を投下し、また労働が生み出したモノ、つまり財産や資産を所有する権原を与えることを論証することにあることから、本章では、property を前篇第四章の訳者註(3)で示した原則に従つて所有権、ときに所有物と訳した。

(2) 原語は labour である。

(3)

原語は work である。

(4)

原語は commons である。

(5) 当時、入会地に対する権利には、放牧入会権、採木入会権、漁労入会権、泥炭採取入会権等があつた。

(6) 原語は ambergris である。麝香に似た香りをもつ香料の一ひだ、マッコウクジラから採取された。

(7) 原語は the industrious and rational である。

(8) ロックによると、「勤勉で理性的な人間」と「喧嘩好きで争いを好む人間」との道徳的対比は、自然としての人間の権利上の(de jure)平等を説いたロックが、事実における(de facto)人間の分極を認めていたことを示す。その点は、次章の五四節で詳述されている。

(9) 原語は commerce である。

(10) 原語は county やある。中世以来のイギリスの行政区画であり、ほぼアングロ・サク

ソン期の shire に該当する。

(11) 原語は dominion である。

(12) 原語は private possessions である。

(13) もともと、貨幣として用いられる金を指す。

(14) 言うまでもなく、フィルマーの想定を指す。

(15) 原語は nations である。

(16) 原語は bushel である。乾燥した穀物を量る単位であり、当時のイギリスでは、一一

五〇・四二立方インチが一ブッシュエルに当たる。

(17) 原語は states である。これは、『統治二論』におけるロックが state という言葉を用いた数少ない例をなす。本書でのロックは、政治社会の単位を指示するに当たって state という用語をほとんど使わなかつたからである。その理由は次の点にあつた。すなわち、それは、本節におけるロックが state と kingdom を重ねて用いている事実が暗示するように、ロックが、絶対王政のように君主が主権をもつ政治社会を含意する state の用語を避けたかったことに他ならない。もとより、ロックが、契約説に立つて自らが理論構成した政治社会を、state とは区別してほぼ例外なく commonwealth と呼んだ理由もそゝにあつた。この点については後篇第一〇章に付した註(4)を参照されたい。